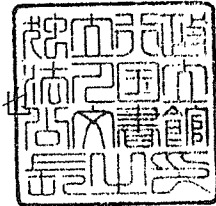


国公文第158号
平成23年3月14日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 高山 正



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成23年2月2日付け府公第13号による意見照会があった際に、平成23年2月4日国公文第72号をもって別途意見を申し述べることとした件については、今般、下記の通り当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 当初申出のなかった行政文書について
次の府省庁が保有する別添の行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考えます。

内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

当館に移管を受けることが適当であると認められる行政文書

H23.3.14

各府省庁名	行政文書ファイル数	
	当初の申出(*)	協議に係る文書
内閣官房	63 (2)	5
内閣法制局	511	0
人事院	43 (10)	0
内閣府	2689 (54)	86
公正取引委員会	74 (1)	0
警察庁	316 (150)	34
金融庁	171 (1)	19
消費者庁	24 (2)	2
総務省	215 (18)	19
法務省	293 (17)	45
財務省	2313 (35)	12
文部科学省	325 (1)	1721
厚生労働省	768 (136)	79
農林水産省	2165 (17)	161
経済産業省	1647 (6)	878
国土交通省	189 (666)	159
環境省	1135 (20)	161
防衛省	1898 (80)	141
会計検査院	35 (5)	0
最高裁判所	50 (154)	6
小計	14924 (1375)	3528
合計	18452 (1375)	

※括弧内の数値は広報資料の件数で外数